

## 建築士でなければならない設計または工事監理の範囲

設計または工事監理ができるもの	建築物の用途・構造	規模
一級建築士	学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーデトリウムを有しないものを除く）または百貨店の用途に供する建築物	延べ面積が500平方メートルを超える
	木造の建築物または建築物の部分	高さが16メートルを超える、または地階を除く階数が4階以上
	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造の建築物または建築物の部分	延べ面積が300平方メートルを超える、または高さが16メートルを超える、または地階を除く階数が4階以上
	その他規模要件	延べ面積が1,000平方メートルを超えかつ階数が2階以上
一級建築士 二級建築士	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造の建築物または建築物の部分	延べ面積が30平方メートルを超える
	その他規模要件	延べ面積が100平方メートル（木造は300平方メートル）を超える、または階数が3階以上
一級建築士 二級建築士 木造建築士	木造の建築物	延べ面積が100平方メートルを超える

- ・ 建築基準法第85条第1項または第2項に規定する応急仮設建築物は除きます（建築士法第3条第1項かっこ書き）。
- ・ 延べ床面積は、建築物の新築部分ならびに建築物の増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えをする場合は、その部分を新築すると見なして適用します（建築士法第3条第2項）。